#### Japan tax alert

EY税理士法人



# 消費税率引上げ決定・与党税制改正 大綱により企業向け減税の主要項目 が明らかに

平成25年10月1日、政府は、来春の消費税率引上げを正式決定しました。平成26年4月より、現行5%の税率は8%に引上げられます。同時に、消費税率の引上げに伴う国民の負担増を和らげ、景気の腰折れを回避するため、5兆円規模の経済対策が打ち出されました。同日に公表された与党の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」には、この経済対策の一翼を担う新たな企業減税措置が数多く盛り込まれています。本稿においては、企業向け減税項目のうち、主要なものについて概要を説明します。

# 1. 復興特別法人税の廃止前倒し

平成24年4月より、通常の法人税に加えて、復興特別法人税(通常の法人税額の10%相当分)が3年間の時限措置として課されています。この復興特別法人税を一年前倒しで廃止することが検討され、本年12月中には結論が出される予定です。この廃止により、平成26年4月より、法人税(東京都・地方税含む)の実効税率は、38.01%から35.64%に低下します。また、さらなる法人実効税率引下げについても、今後速やかに検討が開始されます。

# 2. 生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法(仮称、秋の臨時国会に提出予定)等の中で規定される予定の以下の生産性向上設備等(仮称)を、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合には、特別償却(取得価額の50%あるいは25%)又は税額控除(4%あるいは2%、控除税額は当期の法人税額の20%が上限)ができることされます(28年3月31日までに取得したものに関しては、即時償却または取得価額の5%(あるいは3%)の税額控除)。

#### ① 先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの

## ② 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることにつき経済産業局の確認を受けたもの



## 3. ベンチャー投資促進税制の創設

産業競争力強化法(仮称)の施行日から平成29年3月31日までの間に、同法に基づく認定を受けた投資事業有限責任組合(ベンチャーファンド)に係る契約を締結している一定の法人が、同組合に対して出資をし、組合財産となる新事業開拓事業者(仮称、ベンチャー企業)の株式等を取得した場合において、各事業年度終了時に新事業開拓事業者投資損失準備金(その株式等の帳簿価額の80%を限度とする)を積み立てたときは、その積立金額を損金算入することができます。この準備金は、積み立てた事業年度の翌事業年度に全額が取り崩されて益金算入されます。

## 4. 事業再編促進税制の創設

産業競争力強化法(仮称)の施行日から平成29年3月31日までの間に、同法に基づく認定を受けた法人が、一定期間内に、特定事業再編(仮称)に係る特定会社(仮称)の特定株式等(特定会社の株式あるいは出資又は特定会社に対する貸付金に係る債権)を取得した場合において、特定事業再編投資損失準備金(特定株式等の取得価額の70%を限度)を積み立てたときは、その積立金額を損金算入することができます。この準備金は、一定期間終了後、5年間で均等額が取り崩されて益金算入されます。

## 5. 中小企業投資促進税制の延長·拡充

現行制度は、中小企業者等が特定機械装置等の取得をした場合には、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人のみ)が可能になるというものです。この制度適用期限が、平成29年3月31日まで3年間延長されます。また、事業の用に供した適用対象設備が、一定の生産性向上設備投資促進税制の対象設備である場合には、資本金3,000万円超(1億円以下)の中小企業者等についても、特別償却(即時償却)または税額控除ができることとなります。

## 6. 研究開発税制の延長·拡充

研究開発税制の上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期限が、 平成29年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されます。また、現行の試験研究費増加額の5%を税額控除できる制度(増加型)について、増加割合に応じて控除割合が増加する(最大30%)仕組みに改められます。

## 7. 所得拡大促進税制の延長・拡充

雇用者給与等支給増加割合要件の見直し(現行5%以上の増加割合要件の緩和)等を行った上で、制度適用期限が平成30年3月31日まで2年間延長されます。

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。 メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関する ご質問・ご意見等がございま したら、下記までお問い合わ せください。

### EY税理士法人

コーポレート・コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20131002-1

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

#### www.eytax.jp